

新庁舎建設に関するこれまでの動き

平成 17 年 3 月

■市町村合併により能登町誕生

能都町、柳田村、内浦町の 2 町 1 村が合併

行政庁舎について（合併協定書）

- ・庁舎位置は当面の間、現能都庁舎
- ・新総合庁舎建設までは分庁舎方式
- ・平成 27 年度を目途に新庁舎建設
- ・庁舎建設基金創設（H 18）

平成 23 年 6 月

■能登町本庁・支所検討委員会

委員は各種団体代表者、有識者による 13 名。全 12 回開催

主な検討事項

庁舎の現状とあり方、分庁舎・本庁舎方式における課題、支所・出張所の今後のあり方、各庁舎等の視察

行政庁舎の在り方提言（主な内容）

1. 財源に課題があることから、当面新庁舎建設は見送り、既存庁舎を有効活用
2. 耐震補強等工事終了後、能都庁舎を本庁、柳田と内浦庁舎を支所へ
3. 議会庁舎を本庁へ移転するように積極的に努める
4. 庁舎建設基金の積み立てに努める

平成 24 年 9 月

平成 25 年 2 月

■能登町議会庁舎等の在り方検討特別委員会

議員 9 人で構成、全 9 回開催

主な検討事項

庁舎の現状と課題、将来人口、各庁舎窓口・維持管理費等、分庁舎・本庁支所方式のメリット・デメリット、新総合庁舎建設財源、他都市視察

特別委員会の結論（主な内容）

1. 現行の分庁舎方式から本庁支所方式へ移行することが望ましい
2. 合併特例債を主たる財源として新総合庁舎を建設すべき
3. 能都、柳田、内浦の各庁舎は、総合支所として、合併前の役場の印象に近づける
4. 新総合庁舎の完成を待たずとも本庁支所方式へ移行する（議事堂を能都庁舎へ移転）

平成 25 年 12 月

平成 26 年 12 月

町長、議会で平成 31 年度までの本庁舎移転を表明

平成 27 年 2 月

能都庁舎へ議事堂が移転

平成 27 年 3 月

宇出津地内の本庁建設、柳田・内浦庁舎の立て替えと総合支所化を表明

平成 27 年 6 月

■能登町新庁舎基本構想策定委員会を設置



役場新庁舎建設に向けて 基本構想策定委員会を設置

新庁舎建設に向けて、基本構想策定委員会を設置し、建設地の選定を中心に協議を行っています。
「なぜ今、庁舎を建設するのか」「いま、新庁舎建設が必要な理由」についてお知らせします。

平成 17 年 3 月、広域化により行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応するため、能都町、柳田村、内浦町の 2 町 1 村が合併し、人口 2 万 3 千人の能登町が誕生しました。合併協定書では、能登町の庁舎は「当面の間、現能都町役場とする」としており、組織体制については「新総合庁舎建設までの庁舎は分庁舎方式とし 2 町 1 村に分散して配置する」とし、旧町村の庁舎をそのまま分庁舎として行政運営を行っています。

しかしながら、合併から 10 年が経過し、行政運営効率の分庁舎方式による不具合や、住民サービスの拠点となる庁舎施設の老朽化やバリアフリー化への対応などの課題が指摘されています。平成 23 年の東日本大震災の教訓から、津波防災対策への強化も叫ばれ、いつ起きてもおかしくない津波災害に対し、浸水区域内に位置する能都庁舎の移転が急務となっています。

このような現況を踏まえ、平成 23 年度には町長の諮問機関である「能登町本庁・支所検討委員会」を設置し、本庁舎方式及び分庁舎を比較検討し、総合的な行政庁舎の在り方について提言を行いました。その中では、「当面、新庁舎の建設は見送り、既存庁舎を有効利用する」としてきます。

平成 24 年度には議会特別委員会「能登町議会庁舎等の在り方検討特別委員会」が設置されて議論を進め、「現行の分庁舎方式から本庁支所方式へ移行することが望ましい」とし、合併特例債を主たる財源として新総合庁舎を建設すべきとする結論に至りました。

能登町新庁舎基本構想策定委員会では、これまでの議論を踏まえ新庁舎建設を進めるため、町民・議会・行政が協力し創り上げることを基本理念として、町民及び議会代表者で組織し、新庁舎基本構想策定に向けての検討を行うものです。

庁舎の現状と課題

現庁舎は建築から30年を経過して、建物の老朽化に伴う様々な問題があります。また、各庁舎に機能が分散していることから、行政運営上の課題を抱えています。



能登町役場 現庁舎施設一覧（庁舎、支所・出張所）

施設名	完成年	建築年数 (H27.4)	延床面積	耐震化	備考
能都庁舎	昭和47年	42年	4,036㎡	全ての庁舎で未実施	本庁化・移転建設予定
柳田庁舎	昭和37年	52年	1,023㎡		総合支所化・建替え予定
内浦庁舎	昭和52年	37年	2,879㎡		総合支所化・建替え予定
(議会庁舎)	昭和39年	50年	1,704㎡		能都庁舎へ移転済
小木支所	平成3年	23年	907㎡		当面の間、現行どおり
鶴川支所	昭和53年	37年	886㎡		当面の間、現行どおり
高倉出張所	昭和49年	41年	469㎡		平成28年3月廃止予定

新庁舎建設が必要な理由

既存の庁舎を活用するのではなく、庁舎を新築するには、大きく3つの理由があります。

①平成31年までに建設すれば 財源確保が可能

庁舎建設の概算事業費は、国土交通省の「新営予算単価」や他自治体の建設事例などを基に、約30億円を見込んでいます。

この事業の財源として、
 ・合併特例債：発行残高約36億円。
 ・発行期限が平成31年まで延長。
 合併特例債は合併した自治体が発行できる地方債で、償還額の7割

平成24年実施・能都庁舎耐震診断結果

建築年	昭和47年7月1日建築 (築43年)
構造・階建て	RC造 地上5階建、PH1階
測定結果 (Is値、判定)	【横方向】 1階 (0.30、×) 2階 (0.34、×) 3階 (0.28、×) 4階 (0.37、×) 5階 (0.33、×) PH階 (1.10、○) 【縦方向】 1階 (0.37、×) 2階 (0.30、×) 3階 (0.31、×) 4階 (0.36、×) 5階 (0.30、×) PH階 (1.44、○)
耐震診断結果	PH階を除く各階、各方面で目標値 (Iso=0.75) 不足

が地方交付税で手当される有利な起債です。30億円の償還額だった場合、21億円が手当てされます。

・合併振興基金：約17億円。
 ・庁舎建設基金：約10億円を積み立てる計画。

以上のことから、平成31年度までに新庁舎を建設すれば、財源が確保できる見通しになりました。

②能都庁舎は耐震化しても 15年程度の延命

能都庁舎は、昭和47年に建設され43年が経過しています。耐震診断結果で

施設の耐震性の不足

能都庁舎は、平成24年度に実施した耐震診断結果では、耐震性が不足すると診断されています。庁舎各階のIs値（構造耐震指標値）をみると、大規模な地震が発生した場合に、倒壊や崩壊の恐れがあるという結果です。このままでは、大地震が発生した場合に、防災拠点としての役割を果たせないだけでなく、来庁者や職員の安全確保にも支障をきたす可能性があります。

Is値（構造耐震指標値）
 建築物の耐震性能を示す指標。数値が高いほど耐震性が高く、0.6以上であれば大規模地震による倒壊・崩壊の危険性が低いとされる。

施設や設備の老朽化

能都庁舎は、昭和47年の建築であり、築43年が経過しています。これまで、改修工事を実施してはいるものの、空調、電気、排水設備などは老朽化が著しい状況です。老朽化にともない施設の維持管理コストが高く、財政面でも大きな負担となっています。

バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応不足

庁舎は、高齢者や障害者、子ども連

宇出津地区津波防災マップ（一部抜粋）



役場能都庁舎は浸水深が最も大きい区域内に位置しています。津波のシミュレーション結果では、2.0～5.0%。2階軒下までつかる深さが想定されています。

となることから、庁舎建設事業を進めています。

③津波浸水想定区域内に 位置している

能都庁舎は、津波浸水想定区域（浸水深2～5層）に位置しています。防災拠点や避難施設、町民窓口の機能を持つ庁舎施設としての利用は難しく、早急な対応が必要です。

れの家族など誰もが利用しやすい施設である必要がありますが、40年以上前の水準で建築した庁舎では、トイレやスロープ等の部分的な小規模改修では対応できないため、バリアフリー化には充分に対応できていません。庁舎へのメイン動線に段差を作らない、開き戸ではなく自動ドアにするなど、ユニバーサルデザインへの対応が不足しています。

ユニバーサルデザイン
 年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけでなくの人が利用可能であるような「すべての人のためのデザイン」をいう。

庁舎分散による非効率

各行政部門が3つの庁舎に分散しているため、用件が各課にまたがると、利用者は庁舎間を行き来せざるを得ず、不便な状況を強いられています。行政運営の面では、協議のために移動することになり、各課の連携や政策決定をスムーズに行うことができず、業務効率の低下を招いています。

津波浸水想定区域内に位置

庁舎は災害発生時の復旧・復興の拠点となることから、被災しないよう津波浸水想定区域外に設置する必要があります。

公立宇出津総合病院だより

☎ 62-1311 <http://www.hospitalnet.jp/>

■糖尿病・内分泌外来診療日のご案内

診察：太田医師 9月の診療日：7日㊦、28日㊦

■9月23日㊦は神経科精神科のみ診察

9月23日は祝日ですが、神経科精神科は通常どおり、午前中に外来診療を行います。

■8月1日から地域包括ケア病床を開始

急性期の治療が終了した人に安心して退院していただけるよう、地域包括ケア病床を設けました。在宅復帰等へ向けて経過観察やリハビリ・在宅復帰支援等が必要な人が対象となります。

地域包括ケア病床対象者

1. 入院治療により状態は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な人
2. 入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けて積極的なリハビリテーションが必要な人
3. 在宅での療養準備が必要な人

該当病床に入室後、最長60日以内での退院が原則です。当院では40日前後を目標としています。

■職場体験で自分の夢に一步前進

7月27日から30日にかけて小本中と能都中の生徒が「わく・ワーク職場体験」のため当院を訪れました。飯田高校の生徒はインターンシップとして訪れました。インターンシップは研修生として就業体験をする制度です。



生徒たちは看護の仕事や、施設の説明を受けた後、看護師の指導を仰ぎながら、脈拍や血圧の測定を行ったり、患者さんの足浴や洗髪を手伝ったりして、実際に看護師が行う業務を体験しました。どの生徒たちも患者さんに優しい笑顔で接しており、医療の現場における心構えをしっかりと持ちながら体験に臨んでくれたようでした。

ホームページでは休診の案内や看護師募集情報などを随時更新しています。ご利用ください。

■外来診療休止のお知らせ

外来診療を休止します。ご了承ください。

耳鼻咽喉科 9月3日㊦

循環器科 9月14日㊦～18日㊦

次の期間は、時間外診療が受けられません。

小児科 9月4日㊦ 16:30～6日㊦ 18:00

■吉井看護師が県病院協会優秀研究賞に輝く



吉井絹枝主任看護師が「平成26年度県病院協会優秀研究賞」を受賞しました。研究テーマは「住民と共有する地域医療を目指すための要望調査～出前講座を利用したグループインタビュー～」です。

吉井看護師は、平成25年度に出前講座でかかりつけ医などについて話をした際、住民を対象に地域医療に関するアンケートを実施しました。今回の研究はこのデータをもとにしています。吉井看護師は「協力していただいた住民の皆様のおかげで、このような賞をいただきました。これからはこの研究を活かしながら、日々の業務に精進していきます。」と看護の向上に意欲を見せました。

■病院フェスタにお越しください

地域の皆さんに当院のことを知っていただき、信頼され、愛される病院になることを目指し「宇出津病院フェスタ～翔生2015」を開催します。多くの人にお越しいただき、今年で3回目の恒例イベントです。



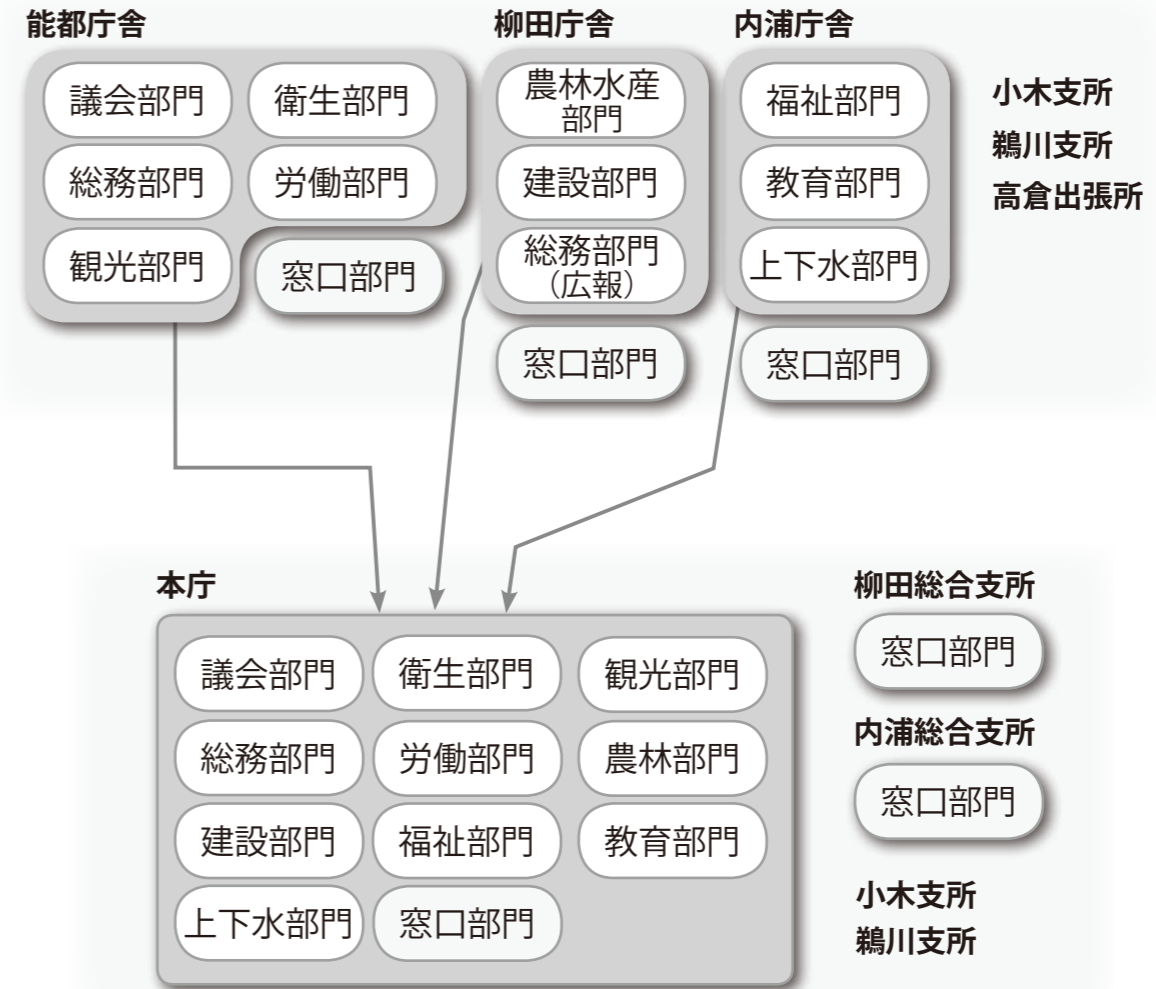
三味線演奏やハワイアンフラダンスが披露されるほか、糖尿病予防に関する測定・検査なども無料で行います。普段当院に足を運ばない人も、お気軽にご参加ください。

日時 9月8日火 13:00～15:30

会場 公立宇出津総合病院 1階ロビーほか

分庁方式

合併時の3庁舎を「分庁」として、各行政機能を各庁舎に振り分ける方式。住民と関わりの深い窓口部門は、それぞれの庁舎に配置しています。



現在は「分庁方式」で執務していますが、新庁舎建設後は組織・機構を一カ所に集中させる「本庁方式」に変更されます。

本庁支所方式でどう変わる？

本庁方式

庁舎の組織・機構・業務を本庁に置き、他の庁舎には、直接住民に関わりのある窓口業務を置く「集中方式」です。

ご意見をお寄せください

町は、皆さんのご意見を基に庁舎建設を進めていきます。庁舎建設について、町の考え方に対し、9月30日までに下記の方法で、ご意見をお寄せください。よりよい庁舎が建設できるようご意見を活かしていきます。いただいた意見への個々への回答はいたしません。ご了承ください。

意見の送付先

- ・郵送
〒927-0492
能登町宇出津新1字197番地1 能登町総務課庁舎建設室あて
- ・Eメール タイトルを「庁舎建設」として、soumu@town.noto.lg.jpへ。
- ・ファックス (0768) 62-4506

☎総務課庁舎建設室 ☎ 62-1000